

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程を次のように改正する。

2011年（平成23年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

平成23年4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、地域分権を推進するための事務事業の移譲に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 岩本育子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第3号を第5号とし、同項第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 国際教育推進事業に関することに係る補助
- (3) 学校安全対策に関することに係る補助

第5条第1項に次の2号を加える。

- (6) 文化財保護に関することに係る補助（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (7) 地区スポーツ振興に関することに係る補助（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(市民センター職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 5 条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民センターの職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号)第 1 条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務</p> <p><u>(2) 国際教育推進事業に関することに係る補助</u></p> <p><u>(3) 学校安全対策に関することに係る補助</u></p> <p>(4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理(消耗品の管理, 維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。)に関すること。</p> <p>(5) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。</p> <p><u>(6) 文化財保護に関することに係る補助</u></p> <p><u>(7) 地区スポーツ振興に関することに係る補助</u></p> <p>2 前項の規定による事務は、藤沢市市民自治部市民センター長の決裁権限とする。</p> <p>附 則(平成 23 年教委訓令甲第 号)</p> <p><u>この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(市民センター職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 5 条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民センターの職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号)第 1 条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務</p> <p>(2) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理(消耗品の管理, 維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。)に関すること。</p> <p>(3) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。</p> <p>2 前項の規定による事務は、藤沢市市民自治部市民センター長の決裁権限とする。</p>